

## 公布された条例のあらまし

### ◇静岡県公営企業の設置等に関する条例及び静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

静岡県富士川工業用水道及び静岡県東駿河湾工業用水道を統合して静岡県ふじさん工業用水道とし、併せてその使用料等を定めることとしたことに伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県公営企業の設置等に関する条例
- (2) 静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例

#### 2 施行期日

この条例は、令和4年3月26日から施行することとしました。